

香芝市告示第 127 号

令和 5 年度市民税・県民税税額決定（変更）通知書を送達すべきところ、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 及び香芝市税条例第 18 条の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和 5 年 11 月 15 日

香芝市長 福岡 憲宏

送達を受けるべき者の住所・氏名

（表略）

第 1 期分納期限	令和 5 年 12 月 15 日
第 2 期分納期限	令和 5 年 12 月 15 日
第 3 期分納期限	令和 5 年 12 月 15 日
第 4 期分納期限	令和 6 年 1 月 31 日

（注） 地方税法第 20 条の 2 の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。